

教育委員会行事報告

令和4年3月16日～令和4年4月12日

3月	16	水		
	17	木	DX推進本部会議（R3年度：第8回） 市長表敬訪問同席	
	18	金	福岡教育大学教職大学院1年次終了報告	
	19	土	ユメミルコドモネアカデミー修了式	
	20	日		
	21	月		
	22	火	第41回全日本少年少女合唱祭全国大会出場者表敬訪問	
	23	水		
	24	木		
	25	金	教育長会、北九州教育事務所管内不祥事防止対策推進委員会 臨時校長会議、長期派遣研修員研修命令書交付式	
	26	土	宮若市光陵小学校完成記念式典・内覧会 全日本少年少女合唱祭「直方大会」	
	27	日	全日本少年少女合唱祭「直方大会」	
	28	月	第7回全日本少年少女空手道選手権大会準優勝報告の表敬訪問	
	29	火	種田山頭火句碑除幕式(新町北公園)	
	30	水		
	31	木	退職者・派遣終了者辞令交付式 臨時校長会議、退職辞令交付式、新任管理職等服務宣誓式	
	4月	1	金	新規採用教員辞令交付式、臨時校長会議 教職員辞令交付式・新規採用教職員服務宣誓式
		2	土	
		3	日	
		4	月	4月定例校長会議
		5	火	
		6	水	
		7	木	
		8	金	災害対策本部会議
		9	土	直方文化連盟総会
		10	日	
		11	月	
		12	火	4月定例教育委員会

教育委員会行事予定

令和4年4月13日～令和4年5月10日

4月	13	水	
	14	木	
	15	金	教育研究所辞令交付式
	16	土	
	17	日	
	18	月	直方市初任者研修開講式
	19	火	
	20	水	
	21	木	教育長会議
	22	金	福岡県市町村教育委員会教育長会議（オンライン）
5月	23	土	
	24	日	
	25	月	
	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	
	30	土	
	1	日	
	2	月	5月定例校長会議
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	5月定例教育委員会

## 議案第 1 号

直方市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

直方市教育委員会公印規則の一部改正について、別紙のとおり提案する。

令和 4 年 4 月 12 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

## 直方市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

直方市教育委員会公印規則（昭和47年直方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改める。

第9条第1項中「公印を押印する場合は、決裁を得た原議及び押印を必要とする文書を保管者又は取扱責任者に提示し、審査を受けなければならない」を「公印の使用は、次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 文書管理システム（直方市文書規程（令和4年度直方市告示第〇号）第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）の方法により決裁を受けたものにあつては、文書管理システムにより保管者又は取扱責任者の承認を受けて、公印を使用しなければならない。
- (2) 文書管理システム以外の方法により決裁を受けたものにあつては、決裁を受けた原議及び押印を必要とする文書を保管者又は取扱責任者に提示し、承認を受けて、公印を使用しなければならない。ただし、決裁を受けた原議の提示ができないものについては、この限りでない。

第9条第2項中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改め、「場合は、」の次に「文書管理システムの方法により決裁を受けたものにあつては文書管理システムにより記録し、文書管理システム以外の方法により決裁を受けたものにあつては」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、文書の用途又はその数量等の都合により保管者又は取扱責任者が適当であると認める場合は、その承認手続を省略することができる。

第10条の2第4項及び第5項中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改める。

第12条第1項中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改め、同条第2項を削る。

第14条第1項中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に、「うえ」を「上」に改め、同条第2項及び第3項中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改める。

第15条第1項中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改め、同条第2項中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に、「引き渡し」を「引渡し」に改める。

第16条第1項中「き損」を「毀損」に、「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改める。

第17条を削る。

第18条中「教育総務課長」を「教育総務担当課長」に改め、同条を第17条とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の直方市教育委員会公印規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

直方市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(取扱責任者の通知)</p> <p>第8条 保管者は、取扱責任者を指名又は変更したときは、速やかにその職氏名を<u>教育総務担当課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(押印手続)</p> <p>第9条 <u>公印の使用は、次に定めるところによる</u></p> <hr/> <p>(1) <u>文書管理システム(直方市文書規程(令和4年度直方市告示第〇号)第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)の方法により決裁を受けたもの</u>にあつては、<u>文書管理システムにより保管者又は取扱責任者の承認を受けて、公印を使用しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>文書管理システム以外の方法により決裁を受けたもの</u>にあつては、<u>決裁を受けた原議及び押印を必要とする文書を保管者又は取扱責任者に提示し、承認を受けて、公印を使用しなければならない。ただし、決裁を受けた原議の提示ができないものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、文書の用途又はその数量等の都合により保管者又は取扱責任者が適当であると認める場合は、その承認手続を省略することができる。</u></p> <p>3 <u>教育総務担当課長が保管する公印を使用する場合は、文書管理システムの方法により決裁を受けたもの</u>にあつては<u>文書管理システムにより記録し、文書管理システム以外の方法により決裁を受けたもの</u>にあつては<u>公印使用簿(様式第1号)に所定の事項</u></p>	<p>(取扱責任者の通知)</p> <p>第8条 保管者は、取扱責任者を指名又は変更したときは、速やかにその職氏名を<u>教育総務課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(押印手続)</p> <p>第9条 <u>公印を押印する場合は、決裁を得た原議及び押印を必要とする文書を保管者又は取扱責任者に提示し、審査を受けなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>教育総務課長</u>が保管する公印を使用する場合は、<u>_____</u>  <u>_____</u>  <u>_____</u>  <u>_____</u>公印使用簿(様式第1号)に所定の事項</p>

を記載しなければならない。

(電子計算組織による公印)

## 第10条の2 省略

### 2・3 省略

4 教育総務担当課長は、電子印影台帳(様式第2号)を備え、電子印影を使用する事務を記録しなければならない。

5 主務課長は、電子印影を使用しなくなったときは、速やかに当該電子印影を消去し、教育総務担当課長及び情報管理担当課長に通知しなければならない。ただし、当該電子印影が汎用機を利用したものである場合にあっては、情報管理担当課がこれを消去し、教育総務担当課長に通知するものとする。

(公印の登録)

第12条 公印の公正な取扱いを行うため、教育総務担当課長は公印台帳(様式第4号)を備え、公印の登録をしなければならない。

(削る)

(公印の新調、改刻又は廃棄)

第14条 公印の新調、改刻又は廃棄(以下「異動」という。)をしようとするときは、あらかじめ教育総務担当課長と協議の上、教育長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印に異動があったときは、公印異動届(様式第5号)により、速やかに教育総務担当課長に通知しなければならない。

3 教育総務担当課長は、前項の通知を受けたときは、速やかに公印台帳を整理しなければならない。

(廃棄した公印の処分)

第15条 前条第1項の規定により、公印を廃棄したときは、保管者

を記載しなければならない。

(電子計算組織による公印)

## 第10条の2 省略

### 2・3 省略

4 教育総務課長は、電子印影台帳(様式第2号)を備え、電子印影を使用する事務を記録しなければならない。

5 主務課長は、電子印影を使用しなくなったときは、速やかに当該電子印影を消去し、教育総務課長及び情報管理担当課長に通知しなければならない。ただし、当該電子印影が汎用機を利用したものである場合にあっては、情報管理担当課がこれを消去し、教育総務課長に通知するものとする。

(公印の登録)

第12条 公印の公正な取扱いを行うため、教育総務課長は公印台帳(様式第4号)を備え、公印の登録をしなければならない。

2 保管者は、前項の公印台帳の抄本を当該公印とともに保管しなければならない。

(公印の新調、改刻又は廃棄)

第14条 公印の新調、改刻又は廃棄(以下「異動」という。)をしようとするときは、あらかじめ教育総務課長と協議のうえ、教育長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印に異動があったときは、公印異動届(様式第5号)により、速やかに教育総務課長に通知しなければならない。

3 教育総務課長は、前項の通知を受けたときは、速やかに公印台帳を整理しなければならない。

(廃棄した公印の処分)

第15条 前条第1項の規定により、公印を廃棄したときは、保管者

はその公印を速やかに教育総務担当課長に引き渡さなければならない。

2 教育総務担当課長は、前項により公印の引渡しを受けたときは、切断又は焼却等適当な方法で廃棄しなければならない。

(公印の事故届)

第16条 保管者は、公印の盗難、紛失、毀損等の事故があったときは、速やかに公印事故届(様式第6号)により、教育総務担当課長を経て、教育長に報告しなければならない。

2 省略

(削る)

(公印保管状況等の調査)

第17条 教育総務担当課長は、公印の保管、使用状況等について、適宜必要な事項を調査することができる。

はその公印を速やかに教育総務課長に引き渡さなければならない。

2 教育総務課長は、前項により公印の引き渡しを受けたときは、切断又は焼却等適当な方法で廃棄しなければならない。

(公印の事故届)

第16条 保管者は、公印の盗難、紛失、き損等の事故があったときは、速やかに公印事故届(様式第6号)により、教育総務課長を経て、教育長に報告しなければならない。

2 省略

(公印の異動等の告示)

第17条 第14条第2項、第15条第1項及び前条に規定する公印の異動又は事故の場合は、速やかにその事実を告示するとともに、関係官公庁に通報しなければならない。

(公印保管状況等の調査)

第18条 教育総務課長は、公印の保管、使用状況等について、適宜必要な事項を調査することができる。

## 議案第 2 号

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

直方市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、別紙のとおり提案する。

令和 4 年 4 月 12 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

直方市教育委員会事務局処務規則（昭和44年直方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

学校教育課		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の教育及び事業計画に関すること。</li> <li>2 小中学校の教育課程に関すること。</li> <li>3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関すること。</li> <li>4 教職員の研修に関すること。</li> <li>5 教職員の人事及び服務に関すること。</li> <li>6 教員の免許に関すること。</li> <li>7 教職員団体に関すること。</li> <li>8 教育研究所に関すること。</li> <li>9 適応指導教室に関すること。</li> <li>10 児童生徒の就学及び発達に関すること。</li> <li>11 特別支援教育に関すること。</li> <li>12 コミュニティスクールに関すること。</li> <li>13 通学区域審議会に関すること。</li> <li>14 小中学校に係るICT活用に関すること。</li> </ol>
	学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育課の経理に関すること。</li> <li>2 児童生徒の就学事務に関すること。</li> <li>3 学級編制事務に関すること。</li> <li>4 教科用図書無償給付に関すること。</li> <li>5 教育費の統計調査に関すること。</li> <li>6 教職員の福利厚生に関すること。</li> <li>7 教員（県費・市費共）の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。</li> <li>8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。</li> </ol>

」を「

学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の教育及び事業計画に関すること。</li> <li>2 小中学校の教育課程に関すること。</li> <li>3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれらの指導助言に関すること。</li> <li>4 教職員の研修に関すること。</li> <li>5 教職員の人事及び服務に関すること。</li> <li>6 教員の免許に関すること。</li> <li>7 教職員団体に関すること。</li> <li>8 教育研究所に関すること。</li> <li>9 適応指導教室に関すること。</li> <li>10 児童生徒の就学及び発達に関すること。</li> <li>11 特別支援教育に関すること。</li> <li>12 コミュニティスクールに関すること。</li> <li>13 通学区域審議会に関すること。</li> <li>14 小中学校に係るICT活用に関すること。</li> </ol>
学校教育係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育課の経理に関すること。</li> <li>2 児童生徒の就学事務に関すること。</li> <li>3 学級編制事務に関すること。</li> <li>4 教科用図書無償給付に関すること。</li> <li>5 教育費の統計調査に関すること。</li> <li>6 教職員の福利厚生に関すること。</li> <li>7 教員（県費・市費共）の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関すること。</li> <li>8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関すること。</li> <li>9 小中学校に係るICT環境に関すること。</li> </ol>

」に、「セカンドブック及び親育ち講座に関すること。」を「絵本の配布事業及び親育ち講座に関すること。」に、「子育て応援リユース協働事業に関すること。」を「巡回相談事業に関すること。」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
課	係	分掌事務	課	係	分掌事務
教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 規則等の公布及び整理に関する事。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。 4 公印の整理に関する事。 5 教育大綱に関する事。 6 総合教育会議に関する事。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。 8 請願及び陳情に関する事。 9 学校徴収金に関する事。(共同学校事務室を含む。) 10 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関する事。(消耗品等除く。) 11 就学援助事務に関する事。 12 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 13 中学校給食の実施に関する事。 14 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関する事。	教育総務課	教育総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 規則等の公布及び整理に関する事。 3 教育委員会事務局職員及び教育機関の職員(県費職員を除く。)の人事に関する事。 4 公印の整理に関する事。 5 教育大綱に関する事。 6 総合教育会議に関する事。 7 教育委員会事務局及び教育機関の連絡調整に関する事。 8 請願及び陳情に関する事。 9 学校徴収金に関する事。(共同学校事務室を含む。) 10 児童生徒の保健衛生及び日本スポーツ振興センターに関する事。(消耗品等除く。) 11 就学援助事務に関する事。 12 小学校給食の運営並びに小学校給食費の徴収及び食材の調達に関する事。 13 中学校給食の実施に関する事。 14 直方市学校給食会の運営並びに会計及び予算に関する事。
	学校管理係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関する事。 2 理科教育振興国庫補助に関する事。		学校管理係	1 義務教育教材、教具及び備品の調達並びに台帳の整備に関する事。 2 理科教育振興国庫補助に関する事。

	<p>3 学校教育財産の取得及び処分に関する こと。</p> <p>4 学校教育施設の整備及び営繕に関する こと。</p> <p>5 学校教育施設の国庫補助事業に関する こと。</p> <p>6 学校教育施設の目的外使用に関する こと。</p> <p>7 その他学校教育施設に関する こと。</p> <p>8 学校給食施設の整備及び営繕に関する こと。</p> <p>9 給食備品の調達及び台帳の整備に関する こと。</p> <p>10 児童生徒の保健衛生に関する こと。(備品・消耗品の管理)</p> <p>11 市立学校の設置及び廃止に関する こと。</p> <p>12 直方市教育委員会安全衛生委員会に 関すること。</p>		<p>3 学校教育財産の取得及び処分に関する こと。</p> <p>4 学校教育施設の整備及び営繕に関する こと。</p> <p>5 学校教育施設の国庫補助事業に関する こと。</p> <p>6 学校教育施設の目的外使用に関する こと。</p> <p>7 その他学校教育施設に関する こと。</p> <p>8 学校給食施設の整備及び営繕に関する こと。</p> <p>9 給食備品の調達及び台帳の整備に関する こと。</p> <p>10 児童生徒の保健衛生に関する こと。(備品・消耗品の管理)</p> <p>11 市立学校の設置及び廃止に関する こと。</p> <p>12 直方市教育委員会安全衛生委員会に 関すること。</p>
学校教育課	<p>1 児童生徒の教育及び事業計画に関する こと。</p> <p>2 小中学校の教育課程に関する こと。</p> <p>3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれ らの指導助言に関する こと。</p> <p>4 教職員の研修に関する こと。</p> <p>5 教職員の人事及び服務に関する こと。</p> <p>6 教員の免許に関する こと。</p> <p>7 教職員団体に関する こと。</p> <p>8 教育研究所に関する こと。</p> <p>9 適応指導教室に関する こと。</p>	学校教育課	<p>1 児童生徒の教育及び事業計画に関する こと。</p> <p>2 小中学校の教育課程に関する こと。</p> <p>3 教職員の学習指導及び進路指導等又はこれ らの指導助言に関する こと。</p> <p>4 教職員の研修に関する こと。</p> <p>5 教職員の人事及び服務に関する こと。</p> <p>6 教員の免許に関する こと。</p> <p>7 教職員団体に関する こと。</p> <p>8 教育研究所に関する こと。</p> <p>9 適応指導教室に関する こと。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>10 児童生徒の就学及び発達に関する事。</li> <li>11 特別支援教育に関する事。</li> <li>12 コミュニティスクールに関する事。</li> <li>13 通学区域審議会に関する事。</li> <li>14 小中学校に係るICT活用に関する事。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>10 児童生徒の就学及び発達に関する事。</li> <li>11 特別支援教育に関する事。</li> <li>12 コミュニティスクールに関する事。</li> <li>13 通学区域審議会に関する事。</li> <li>14 小中学校に係るICT活用に関する事。</li> </ul>
	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育課の経理に関する事。</li> <li>2 児童生徒の就学事務に関する事。</li> <li>3 学級編制事務に関する事。</li> <li>4 教科用図書無償給付に関する事。</li> <li>5 教育費の統計調査に関する事。</li> <li>6 教職員の福利厚生に関する事。</li> <li>7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関する事。</li> <li>8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関する事。</li> <li>9 小中学校に係るICT環境に関する事。</li> </ul>		学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育課の経理に関する事。</li> <li>2 児童生徒の就学事務に関する事。</li> <li>3 学級編制事務に関する事。</li> <li>4 教科用図書無償給付に関する事。</li> <li>5 教育費の統計調査に関する事。</li> <li>6 教職員の福利厚生に関する事。</li> <li>7 教員(県費・市費共)の給与、旅費、共済組合、退職年金及び公務災害に関する事。</li> <li>8 直方市奨学金及び直方市ハートフル奨励金並びに福岡県地域改善対策高校等奨励金に関する事。</li> </ul>
こども育成課	こども育成係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関する事。</li> <li>2 特定教育・保育施設の指導監査に関する事。(運営)</li> <li>3 特定教育・保育の支給認定に関する事。</li> <li>4 特定教育・保育の給付に関する事。</li> <li>5 幼稚園に関する事。</li> <li>6 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> <li>7 学童施設の整備・営繕に関する事。</li> <li>8 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</li> <li>9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに</li> </ul>	こども育成課	こども育成係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関する事。</li> <li>2 特定教育・保育施設の指導監査に関する事。(運営)</li> <li>3 特定教育・保育の支給認定に関する事。</li> <li>4 特定教育・保育の給付に関する事。</li> <li>5 幼稚園に関する事。</li> <li>6 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> <li>7 学童施設の整備・営繕に関する事。</li> <li>8 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</li> <li>9 子ども・子育て支援交付金の取りまとめに</li> </ul>

		<p>関すること。</p> <p>10 児童手当に関すること。</p>			<p>関すること。</p> <p>10 児童手当に関すること。</p>	
	幼児教育 推進係	<p>1 直方市地域子育て支援センターの管理に関すること。</p> <p>2 あそびの広場に関すること。</p> <p>3 利用者支援事業に関すること。</p> <p>4 子育て情報の発信に関すること。</p> <p>5 <u>絵本の配布事業及び親育ち講座に関すること。</u></p> <p>6 <u>巡回相談事業に関すること。</u></p> <p>—</p> <p>7 ファミリー・サポート・センター事業に関すること。</p> <p>8 特定教育・保育施設の指導監査に関すること。(処遇)</p> <p>9 病児保育に関すること。</p> <p>10 幼児教育支援事業に関すること。</p>		幼児教育 推進係	<p>1 直方市地域子育て支援センターの管理に関すること。</p> <p>2 あそびの広場に関すること。</p> <p>3 利用者支援事業に関すること。</p> <p>4 子育て情報の発信に関すること。</p> <p>5 <u>セカンドブック及び親育ち講座に関すること。</u></p> <p>6 <u>子育て応援リユース協働事業に関すること。</u></p> <p>7 ファミリー・サポート・センター事業に関すること。</p> <p>8 特定教育・保育施設の指導監査に関すること。(処遇)</p> <p>9 病児保育に関すること。</p> <p>10 幼児教育支援事業に関すること。</p>	
文化・スポーツ 推進課	社会教育 係	<p>1 社会教育委員に関すること。</p> <p>2 生涯学習の調査研究に関すること。</p> <p>3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励及び振興に関すること。</p> <p>5 社会教育関係団体の指導育成に関すること。</p> <p>6 青少年の健全育成及び青少年対策に関すること。</p> <p>7 文化施設に関すること。</p>		文化・スポーツ 推進課	社会教育 係	<p>1 社会教育委員に関すること。</p> <p>2 生涯学習の調査研究に関すること。</p> <p>3 社会教育施設の財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>4 音楽、演劇、美術その他芸術・文化の奨励及び振興に関すること。</p> <p>5 社会教育関係団体の指導育成に関すること。</p> <p>6 青少年の健全育成及び青少年対策に関すること。</p> <p>7 文化施設に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>8 中央公民館に関する事。</li> <li>9 公民館運営審議会に関する事。</li> <li>10 公民館類似施設に関する事。</li> <li>11 文化財の保護及び調査に関する事。</li> <li>12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する事。</li> <li>13 社会教育関係事業の後援等に関する事。</li> <li>14 水町遺跡公園に関する事。</li> <li>15 その他社会教育に関する事。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>8 中央公民館に関する事。</li> <li>9 公民館運営審議会に関する事。</li> <li>10 公民館類似施設に関する事。</li> <li>11 文化財の保護及び調査に関する事。</li> <li>12 埋蔵文化財の発掘調査及び報告に関する事。</li> <li>13 社会教育関係事業の後援等に関する事。</li> <li>14 水町遺跡公園に関する事。</li> <li>15 その他社会教育に関する事。</li> </ul>
スポーツ 推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ推進審議会に関する事。</li> <li>2 生涯スポーツに関する事。</li> <li>3 スポーツ推進委員に関する事。</li> <li>4 各種体育団体の指導育成に関する事。</li> <li>5 体育施設に関する事。</li> </ul>	スポーツ 推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ推進審議会に関する事。</li> <li>2 生涯スポーツに関する事。</li> <li>3 スポーツ推進委員に関する事。</li> <li>4 各種体育団体の指導育成に関する事。</li> <li>5 体育施設に関する事。</li> </ul>
男女共同 参画推進 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画推進に関する事。</li> <li>2 男女共同参画推進センターの維持、管理及び運営に関する事。</li> </ul>	男女共同 参画推進 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画推進に関する事。</li> <li>2 男女共同参画推進センターの維持、管理及び運営に関する事。</li> </ul>

## 議案第 3 号

### 直方市文化施設等防犯カメラ設置運用要綱を制定する告示 について

直方市文化施設等防犯カメラ設置運用要綱を制定する告示について、別紙のとおり提案する。

令和 4 年 4 月 12 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

#### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

## 直方市文化施設等防犯カメラ設置運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次条に定める設置目的を達成するため、直方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別表に掲げる施設（以下「文化施設等」という。）に設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラは、文化施設等における犯罪及び事故の防止のために設置するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪の予防等を目的として、不特定の者が利用する文化施設等を撮影するために固定して設置する映像撮影装置をいう。

(2) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(管理責任者)

第4条 教育委員会は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため、別表に定める管理責任者を置く。

(設置の場所及び設置台数)

第5条 防犯カメラの設置の場所、設置台数については、別表のとおりとする。

(設置の表示)

第6条 管理責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法により表示しなければならない。

(映像データの管理)

第7条 管理責任者は、映像データを適正に管理しなければならない。

2 管理責任者及び管理責任者が許可した者以外は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができないものとする。

3 映像データの保存期間は、2月以内で管理責任者が定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。

4 管理責任者は、前項ただし書により保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

- 5 保存期間を経過した映像データは、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。
- 6 記録された録画装置を廃棄する場合は、管理責任者が完全に映像データが消去されたことを確認の後廃棄するものとする。

(映像データの提供の制限)

第8条 管理責任者は、記録された映像データを、第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者に提供することができる。

- (1) 法令に基づくものであるとき。
  - (2) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (3) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められたとき。
- 2 前項ただし書により映像データの提供を行うときは、身分証明書等の提出を求め身元確認を行うとともに、前項各号のいずれかに該当するかを確認の後提供するものとする。
  - 3 前2項により映像データを提供したときは、提供日時、提出先、提供理由、提供した映像データの内容等を記録するものとする。

(映像データの複製の制限)

第9条 映像データは、複製してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(苦情の処理)

第10条 教育委員会及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(指定管理者)

第11条 教育委員会は、文化施設等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条の規定中、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、別表中、「当該施設担当課長」とあるのは「指定管理者が置く当該施設の責任者」と読み替えるものとする。

別表（第1条、第4条、第5条、第11条関係）

施設	設置場所	台数	管理責任者
----	------	----	-------

ユメニティのおが た	ユメニティのおが た敷地内	4台	当該施設担当課長
直方市立図書館	直方市立図書館敷 地内	4台	当該施設担当課長
直方歳時館	直方歳時館敷地内	4台	当該施設担当課長
直方市美術館	直方市美術館敷地 内	15台	当該施設担当課長
直方市中央公民館	郷土資料室	2台	当該施設担当課長

# 報告第1号

## 令和4年度直方市立小中学校管理職等人事

### 1 管理職人事

※ 教務主任

	校長	教頭	主幹教諭(教務担当)
直方南小学校	今川 恵子(新)	高上 まみ(留)	※加藤 聡(留)
直方北小学校	藤瀬 正朋(留)	吉村 秀夫(動)	中島 晋作(留)
直方西小学校	花田 裕美子(留)	木崎 智巳(留)	※河内 祐子(新)
新入小学校	塩田 昌伸(留)	広瀬 京子(留)	佐藤 奈緒子(留)
感田小学校	下元 操(新)	村上 善道(新)	田中 拓郎(新)
上頓野小学校	石松 敏幸(留)	樫山 文香(新)	榎本 美江(留)
下境小学校	塩田 朋久(新)	富原 真弓美(留)	稲光 清美(留)
福地小学校	山野 直樹(留)	池森 寿実枝(留)	藤村 恭子(留)
中泉小学校	氏本射須身(新)	長橋 由香(留)	野田 藍子(新)
植木小学校	一木 正展(新)	堀 衣世(新)	福川 桜子(新)
直方東小学校	吉松 久仁(動)	戸田 哲児(留)	池永 慎一郎(留)
直方第一中学校	大塚 泰信(新)	坂田 幸則(留)	池田 歌織(新)
直方第二中学校	川原 国章(留)	村井 政文(新)	奥 恒政(新)
直方第三中学校	末永 寿(留)	山下 浩昭(新)	田中 智(新)
植木中学校	鬼塚 正栄(留)	矢野佳代子(新)	村上 真弓(留)

### 2 市外・行政への管理職等転出

教育委員会	主任指導主事	井手上大輔(新)	直方第二中学校教務主幹より
-------	--------	----------	---------------

### 3 市外・行政からの管理職等転入

中泉小学校	校長	氏本射須身(新)	水巻町立吉田小学校 教頭より
植木小学校	校長	一木 正展(新)	北九州教育事務所 主任指導主事より
直方北小学校	教頭	吉村 秀夫(動)	宮若市立宮田北小 教頭より
感田小学校	教頭	村上 善道(動)	直方市教委 管理主事より
上頓野小学校	教頭	樫山 文香(新)	北九州教育事務所 指導主事より

### 4 市教委事務局人事

学校教育課長	石丸 直哉(留)	留任
管理主事	林 教司(新)	学校教育課主任指導主事より
主任指導主事	井手上大輔(新)	直方二中教務主幹より
指導主事	古賀 浩孝(留)	留任

### 5 行政機関、付属学校等人事

国立夜須高原青少年自然の家 所長	松井 和彦(新)	社会教育総合センターより
福岡教育センター主任指導主事	濱田 敦子(新)	直方二中 教頭より
北九州教育事務所指導主事	堀 憲文(留)	留任
北九州教育事務所社会指導主事	矢野 利隆(留)	留任
玄海少年自然の家	野田 裕希(留)	留任
国立諫早青少年自然の家	小野 栄策(留)	留任

6 一般人事について

○ 同一校在籍6年以上、新採3年以上を対象としたが、学校の状況、中学校の教科等で対象者全員の異動はできなかった。

	小学校	中学校	計
6年以上の異動者	15	6	21
6年未満の異動者	8	5	13
新採3年目途	4	0	4
		計	38

7 退職者について(管理職を含む)

	男	女	計
小学校	6	10	16
中学校	4	2	6
計	10	12	22

定年(14)、早期(1)、普通(7)

8 市外との転出入(管理職は含まない)

<市外へ転出>

	男	女	計
小学校	0	1	1
中学校	0	0	0

<市外から転入>

	男	女	計
小学校	1	0	1
中学校	0	0	0

9 年度別新規採用者数 ※( )は教諭以外の採用数(内数)

採用年度	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4
新採教職員数	13(1)	27(3)	30(3)	12(2)	27(2)	23(1)	20
	事務	養・栄・事	養・事	養・事	養	養	

10 学級数について【+数は特別支援学級】( )は35人学級対応増数(外数)

	R.3	R.4		R.3	R.4		R.3	R.4
直南小	6+2	<b>6+2</b>	下境小	9+4(1)	<b>9+4(1)</b>	直一中	8+2	<b>8+2</b>
直北小	12+4	<b>12+3</b>	福地小	6+1	<b>6+2</b>	直二中	18+2	<b>18+5</b>
直西小	6+2	<b>6+2</b>	中泉小	6+2	<b>6+2</b>	直三中	9+2	<b>9+2</b>
新入小	12+3	<b>12+4</b>	植木小	10+3(1)	<b>10+3</b>	植木中	7+2	<b>7+2</b>
感田小	19+6	<b>19+6</b>	直東小	12+3	<b>11+4(1)</b>			
上頓小	15+4(2)	<b>18+4</b>	小学計	147(4)	<b>151(2)</b>	中学計	50	<b>53</b>

11 異動件数(管理職を含む。退職者は除く。)

年度	H.28	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4
異動件数	51	48	59	58	52	58	50

12 教職員平均年齢(講師を除く)

	男(R.3)	男(R.4)	女(R.3)	女(R.4)	全(R.3)	全(R.4)
小学校	44.1	<b>42.0</b>	37.1	<b>37.0</b>	39.8	<b>38.9</b>
中学校	46.4	<b>43.0</b>	40.3	<b>40.2</b>	43.4	<b>41.6</b>
平均					40.8	<b>39.7</b>

13 教職員男女人数(管理職を含む)

	男(R.3)	男(R.4)	女(R.3)	女(R.4)	計(R.3)	計(R.4)
小学校	90	<b>90</b>	141	<b>143</b>	231	<b>233</b>
中学校	58	<b>59</b>	54	<b>54</b>	112	<b>113</b>
合計	148	<b>149</b>	195	<b>197</b>	343	<b>346</b>

## 報告第 2 号

### 文化財資料の寄贈について

上境在住の個人から寄贈の希望があった下記の資料について、令和 3 年 3 月に寄贈を受けた。内容は旧「福地座」の浄瑠璃人形関係資料である。

福地座の人形芝居は、古田文書によると元治元年（1864）にはすでに行われていたことがわかる。江戸末期から昭和 14～15 年頃まで上演され座員は 30～40 人くらいであったという。道具類は 3～4 軒で分けて持ち、他への出演の時は馬車や車力で運んだ。黒崎、小倉、田川等の近隣から、遠くは朝鮮半島でも興行を行ったとの記録がある。

寄贈資料の人形頭（かしら）は 15 点あり、うち 7 点は阿波の名人と言われた天狗久の作で、3 点に豊前中津の作者・吉田久吉の銘がある。作者が明確な資料がこれほどまとまっているのは、事例が少なく貴重なものである。また、衣装も鮮やかな色彩が残っていて、金糸を巡らせた豪華なものも多い。

近代期に県内各地で上演された人形浄瑠璃のうち、現在上演されていないものは、多くの資料が散逸してしまっている。そうした中、当該資料は、多くの資料が遺されており、近代の民俗芸能の実態を知る上できわめて貴重なものと言える。

#### 寄贈資料一覧

No.	名 称	員 数	備 考
1	浄瑠璃人形頭	15 体	
2	浄瑠璃人形胴	5 体	うち手のみ 1 体
3	衣装	22 着	
4	髷	21 点	
5	髪飾り	16 点	櫛 2 点、簪 5 点、笄 3 点、その他 6 点
6	針山	1 点	
7	巻物	1 点	



No.1 浄瑠璃人形頭 阿波徳島にて製作のもの（一部）



No.1 浄瑠璃人形頭 豊前中津にて製作のもの（一部）



No.2 浄瑠璃人形胴 (一部)



No.3 衣装 (一部)



No.5 髪飾り

## 報告第3号

### 直方市子ども・子育て会議委員

R4.4月から

氏名	所属	役職	区分
長谷川 美穂	福岡県教職員組合 直鞍支部	書記長	労働者代表
石松 慶裕	直方歯車製作所	代表取締役社長	事業主代表
伊藤 ゆかり	のおがたアレルギーの会	会員	子育て支援関係者代表
瀬尾 久美子	つむぎの里	サービス提供責任者	子育て支援関係者代表
大和 貴彦	大和幼稚園	園長	幼稚園事業主代表
野口 和夫	直方市立図書館	館長	子育て支援関係者代表
池田 勇	植木保育園	園長	保育所事業主代表
植村 善太郎◎	福岡教育大学	教授	学識経験者
松村 文美	福岡県学童保育連絡協議会	委員	子育て支援関係者代表

◎は会長。

(50音順)

直方市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金に関し必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く放課後児童支援員や補助員等に対して処遇改善を図りもって児童福祉向上に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 本事業は、令和4年2月から3月までの間、学童クラブ（直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年直方市規則第27号）第2条の学童クラブをいう。以下同じ。）が、当該学童クラブに勤務する放課後児童支援員や補助員等に対して実施する賃金改善に対して行う事業とする。

(賃金改善の対象者)

第3条 本事業の対象は、直方市内の学童クラブに勤務する職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、月額1万1千円に賃金改善対象者数（賃金改善を行う常勤職員数に、1カ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1カ月当たりの勤務時間で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。）と事業実施月数を乗じて費用を算定し、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

(対象経費)

第5条 本事業の対象経費は、人件費及び法定福利費事業主負担分とする

(事業の利用要件)

第6条 本事業の利用要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。
- (2) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する

法定福利費などの事業主負担分に全額充てること。

(請求方法)

第7条 本事業を利用する学童クラブは、市長に事業計画書を添付して請求するものとする。

(報告書)

第8条 学童クラブは、本事業の終了後、事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この告示は公布の日から施行する。
- 2 この告示は令和4年5月31日限り、その効力を失う。

直方市保育所整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市保育所整備補助金交付要綱（平成30年直方市告示第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

直方市保育所等整備補助金交付要綱

第1条中「直方市保育所整備補助金交付要綱」を「直方市保育所等整備補助金交付要綱」に改め、「規定する保育所」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園」を加え、「保育所」を「保育所等」に改める。

第2条中「国要綱」を「保育所国要綱」に改め、「いう。）」の次に「及び認定こども園施設整備交付金交付要綱（以下「認定こども園国要綱」という。）」を加える。

第3条本文中「保育所」を「保育所等」に改め、「社会福祉法人」の次に「及び学校法人」を加え、同条ただし書中「社会福祉法人」の次に「及び学校法人」を加える。

第4条中「保育所」を「保育所等」に改める。

第5条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 保育所及び認定こども園の保育所等整備交付金部分

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、次条に規定する補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を算出する。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、保育所国要綱別表2-2の規定による交付基準額（国負担分）に2分の3を乗じた額を算出する。なお、保育所国要綱8(1)アに該当する施設整備事業においては、保育所国要綱別表2-1の交付基準額に8分の9を乗じた額を算出する。

ウ アにより算出した額の合計額とイにより算出した額の合計額を比較して、いずれか少ない方の額を補助金の額とする。

(2) 認定こども園の認定こども園施設整備交付金部分

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、次条に規定する補助対象経費の

実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を算出する。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園国要綱の規定による交付基準額（国負担分）に2分の3を乗じた額を算出する。

ウ アにより算出した額の合計額とイにより算出した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を補助金の額とする。

第5条第1項第3号を削る。

第6条中「保育所」を「保育所等」に改め、同条第6号中「及び実施設計」を削る。

第7条中「直方市保育所整備補助金協議書（様式第1号）」を「直方市保育所等整備補助金協議書（様式第1号）」に改める。

第9条中「直方市保育所整備補助金交付申請書（様式第2号）」を「直方市保育所等整備補助金交付申請書（様式第2号）」に改める。

第10条中「直方市保育所整備補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）」を「直方市保育所等整備補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）」に改める。

第12条第1項中「直方市保育所整備補助金実績報告書（様式第5号）」を「直方市保育所等整備補助金実績報告書（様式第5号）」に改める。

第13条中「直方市保育所整備補助金交付額確定通知書（様式第6号）」を「直方市保育所等整備補助金交付額確定通知書（様式第6号）」に改める。

第14条中「直方市保育所整備補助金交付請求書（様式第7号）」を「直方市保育所等整備補助金交付請求書（様式第7号）」に改める。

別表中「保育所」を「保育所等」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

直方市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

直方市保育所等整備補助金協議書

下記のとおり施設整備を行いたく、関係書類を添付して協議します。

記

(フリガナ) 施設名		
(フリガナ) 設置主体名		
予定工期	着工予定年月日	年 月 日
	完成予定年月日	年 月 日
	開所予定年月日	年 月 日

直方市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

直方市保育所等整備補助金交付申請書

直方市保育所等整備補助金交付要綱第9条に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業名 保育所等整備事業
  
2. 整備施設の名称
  
3. 補助金交付申請額 円
  
4. 添付書類
  - (1) 保育所等整備計画書（様式第2号別紙1）
  - (2) 見積書（工事実施設計書）
  - (3) 位置図・配置図（修理、改造、整備の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。）
  - (4) 申請額算出内訳書（様式第2号別紙2）
  - (5) 収支予算書
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

保育所等整備計画書

1. 施設の概要

(1) 整備施設の名称及び所在地

(2) 施設種別

(3) 設置主体及び経営主体

(4) 利用定員

現在定員 (人)	増加定員 (人)	合計 (人)

2. 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有、借地、買収 (予定) 地の別)

(ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の別)

(エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (昭和・平成 年度 : 国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分 (取り壊し) 年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(2) 事業費総額

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	特殊附帯工事費	_____	円
オ	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮施設整備工事費）	_____	円
カ	その他の工事費	_____	円
キ	合 計	_____	円

(3) 施行予定期間

- ア 契約予定年月日
- イ 着工予定年月日
- ウ 竣工予定年月日
- エ 竣工後の事業開始予定年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - （ア） 着工予定年月日
  - （イ） 完了予定年月日
- カ 仮施設工事関係
  - （ア） 工事期間
  - （イ） 仮施設の使用期間

## 申 請 額 算 出 内 訳 書

施設の種類：

（単位：円）

区分	総事業費 A	寄付金及びその他の収入額 B	差引額 C (= A - B)	対象経費の支出予定額 D ( $\leq$ A)	選定額 E	交付基準額 F	補助額 G

（1） E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額を記入すること（小数点以下切捨て）。

（2） F欄には、国要綱の規定による交付基準額（国負担分）に2分の3を乗じた額に4分の3を乗じた額を記入すること（千円未満切捨て）。

（3） G欄には、E欄の額とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること（千円未満切捨て）。

直方市保育所等整備補助金交付（不交付）決定通知書

様

年 月 日

直方市長

年 月 日付けで申請のありました直方市保育所等整備補助金について、直方市保育所等整備補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

整備施設の名称	
補助対象事業の期間	年 月 日から 年 月 日
補助対象経費	円
補助金の額	円
不交付の場合その理由	
交付の条件	

様式第5号から様式第7号までを次のように改める。

直方市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

直方市保育所等整備補助金実績報告書

直方市保育所等整備補助金の交付決定のあった保育所等整備が完了したので下記のとおり報告します。

1. 実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用定員

現在定員（人）	増加定員（人）	合計（人）

2. 施設整備に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。）

- (カ) 敷地面積
- (キ) 敷地の所有関係（自己所有、借地、買収（予定）地の別）
- (ク) 施設整備の区分

（創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の別）

(ケ) 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>

(コ) 建物の構造（ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造（ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (昭和・平成 年度：国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分 (取り壊し) 年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 ( 造)

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

ウ 小計 (本体工事費) 円

エ 特殊附帯工事費 円

オ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費

(解体撤去工事費) 円

(仮設施設整備工事費) 円

カ その他の工事費 円

キ 合 計 円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 竣工後の事業開始年月日

オ 解体撤去工事関係

(ウ) 着工年月日

(エ) 完了年月日

カ 仮設施設工事関係

(ウ) 工事期間

(エ) 仮設施設の使用期間

年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等整備補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定通知をした直方市保育所等整備補助金について、交付額の確定をしたので、直方市保育所等整備補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額

年 月 日

直方市長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名

直方市保育所等整備補助金交付請求書

年 月 日付けで交付額確定通知のあった補助金について、直方市保育所等整備補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市保育所整備補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>直方市保育所等整備補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条の規定に基づき、<u>直方市保育所等整備補助金交付要綱</u>に関し必要な事項を定めることにより、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する<u>保育所及び就学前の子ども</u>に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する<u>認定こども園</u>(以下「<u>保育所等</u>」という。)の設置の促進又は環境の向上を図り、もって待機児童の解消及び<u>保育所等</u>を利用する児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、毎年度国が定める<u>保育所等整備交付金交付要綱</u>(以下「<u>保育所国要綱</u>」という。)及び<u>認定こども園施設整備交付金交付要綱</u>(以下「<u>認定こども園国要綱</u>」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金を交付する対象となる者は、現に直方市内に<u>保育所等</u>を設置しており、又は設置を予定している<u>社会福祉法人及び学校法人</u>とする。ただし、<u>社会福祉法人及び学校法人</u>が直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条第2号に定める暴力団又は同条第3号に定める暴力団関係団体に該当するときは、補助金の対象としない。</p>	<p>直方市保育所__整備補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条の規定に基づき、<u>直方市保育所整備補助金交付要綱</u>に関し必要な事項を定めることにより、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する<u>保育所</u>_____ (以下「<u>保育所__</u>」という。)の設置の促進又は環境の向上を図り、もって待機児童の解消及び<u>保育所__</u>を利用する児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、毎年度国が定める<u>保育所等整備交付金交付要綱</u>(以下「<u>国要綱</u>_____」という。)_____において使用する用語の例による。</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金を交付する対象となる者は、現に直方市内に<u>保育所__</u>を設置しており、又は設置を予定している<u>社会福祉法人</u>_____とする。ただし、<u>社会福祉法人</u>_____が直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条第2号に定める暴力団又は同条第3号に定める暴力団関係団体に該当するときは、補助金の対象としない。</p>

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、必要な保育を確保するために市が策定する整備計画に基づいて保育所等が別表に掲げる種類及び整備区分ごとに同表に掲げる整備内容を行う施設整備事業をいう。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とし、次により算出する。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保育所及び認定こども園の保育所等整備交付金部分

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、次条に規定する補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を算出する。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、保育所国要綱別表2-2の規定による交付基準額(国負担分)に2分の3を乗じた額を算出する。なお、保育所国要綱8(1)アに該当する施設整備事業においては、保育所国要綱別表2-1の交付基準額に8分の9を乗じた額を算出する。

ウ アにより算出した額の合計額とイにより算出した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を補助金の額とする。

(2) 認定こども園の認定こども園施設整備交付金部分

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、次条に規定する

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、必要な保育を確保するために市が策定する整備計画に基づいて保育所が別表に掲げる種類及び整備区分ごとに同表に掲げる整備内容を行う施設整備事業をいう。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とし、次により算出する。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、次条に規定する補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を算出する。

(2) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、国要綱の規定による交付基準額(国負担分)に2分の3を乗じた額を算出する。

補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じた額を算出する。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園国要綱の規定による交付基準額(国負担分)に2分の3を乗じた額を算出する。

ウ アにより算出した額の合計額とイにより算出した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を補助金の額とする。

(削る)

## 2 省略

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、保育所等の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)とする。ただし、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

(1)～(5) 省略

(6) 基本設計\_\_\_\_\_に要する費用

(7)～(10) 省略

(事前協議書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、直方市保育所等整備補助金協議書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その内容について協議しなければならない。

(3) 第1号により算出した額の合計と第2号により算出した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を補助金の額とする。

## 2 省略

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、保育所の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)とする。ただし、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

(1)～(5) 省略

(6) 基本設計及び実施設計に要する費用

(7)～(10) 省略

(事前協議書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、直方市保育所等整備補助金協議書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その内容について協議しなければならない。

(補助金の申請)

第9条 第7条の規定による協議をした申請者は、直方市保育所等整備補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付を行うことの適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに直方市保育所等整備補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、直方市保育所等整備補助金実績報告書(様式第5号)に、必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

## 2 省略

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認しなければならない。この場合において、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市保育所等整備補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の額が確定した場合は、直方市保育所等整備補助金交付請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

(補助金の申請)

第9条 第7条の規定による協議をした申請者は、直方市保育所整備補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付を行うことの適否を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかに直方市保育所整備補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、直方市保育所整備補助金実績報告書(様式第5号)に、必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

## 2 省略

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査確認しなければならない。この場合において、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市保育所整備補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の額が確定した場合は、直方市保育所整備補助金交付請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

別表(第4条関係)

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに <u>保育所等</u> を整備すること。
修理	大規模修繕等	・既存施設について、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて(平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準じて整備すること。
改造	増築 増改築 改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	・社会福祉法人が設置する施設について、老朽民間児童福祉施設等の整備について(平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準じて改築整備(一部改築を含む。)をすること。

様式第1号(第7条関係)

別表(第4条関係)

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに <u>保育所</u> を整備すること。
修理	大規模修繕等	・既存施設について、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて(平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準じて整備すること。
改造	増築 増改築 改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	・社会福祉法人が設置する施設について、老朽民間児童福祉施設等の整備について(平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準じて改築整備(一部改築を含む。)をすること。

様式第1号(第7条関係)

省略

様式第2号(第9条関係)

省略

様式第3号(第10条関係)

省略

様式第5号(第12条関係)

省略

様式第6号(第13条関係)

省略

様式第7号(第14条関係)

省略

省略

様式第2号(第9条関係)

省略

様式第3号(第10条関係)

省略

様式第5号(第12条関係)

省略

様式第6号(第13条関係)

省略

様式第7号(第14条関係)

省略

直方市保育所一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市保育所一時預かり事業補助金交付要綱（平成28年直方市告示第230号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、直方市社会福祉法人に対する助成に関する条例（平成28年直方市条例第3号）及び直方市社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則（平成28年直方市規則第40号）」を「第3条」に改め、「事業補助金に関し」の次に「て、一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙の「一時預かり事業実施要綱」に規定されるもののほか、」を加える。

第4条中「額は、」の次に「毎年度国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱 別紙 2区分 一時預かり事業（一般分） 3基準額 （1）一般型 ア一般型対象児童の規定により算出した額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、一時預かり事業費総額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、」を加える。

附則第2項中「平成34年3月31日限り」を「令和7年3月31日限り」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市保育所一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条</p> <hr/> <p>_____の規定に基づき、直方市保育所一時預かり事業補助金に関して、一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙の「一時預かり事業実施要綱」に規定されるもののほか、必要な事項を定めることにより、育児疲れや緊急時における児童の預け先を確保し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、毎年度国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱 別紙 2区分 一時預かり事業(一般分) 3基準額</p> <p>(1)一般型 ア一般型対象児童の規定により算出した額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、一時預かり事業費総額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)、直方市社会福祉法人に対する助成に関する条例(平成28年直方市条例第3号)及び直方市社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則(平成28年直方市規則第40号)の規定に基づき、直方市保育所一時預かり事業補助金に関し</p> <hr/> <p>_____必要な事項を定めることにより、育児疲れや緊急時における児童の預け先を確保し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、</p> <hr/> <p>_____市長が予算の範囲内で定めた額とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。</p>

## 報告第7号

### 直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱（平成31年直方市告示第221号）の一部を次のように改正する。

第1条中「直方市幼稚園給食費補助事業に関し」の次に「、実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について（平成27年7月17日府子本第81号内閣府・子育て本部統括官、27文科初第239号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙に定めるもののほか、」を加える。

第4条中「額は、」の次に「対象となる児童1人当たり月額4,500円と」を加え、「（月額上限額は4,500円とする。）」を「を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額」に改める。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、直方市幼稚園給食費補助事業に関し、<u>実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について(平成27年7月17日府子本第81号内閣府・子育て本部統括官、27文科初第239号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、幼稚園に通園する市内在住の低所得世帯又は多子世帯の経済的負担を軽減し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>対象となる児童1人当たり月額4,500円と当該幼稚園が算出した一食当たりの副食費相当額に給食提供日数を乗じた額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、幼稚園において一食当たりの副食費の算出が困難な場合、別表に定める算出方法によることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号。以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、直方市幼稚園給食費補助事業に関し_____</p> <p>_____</p> <p>_____必要な事項を定めることにより、幼稚園に通園する市内在住の低所得世帯又は多子世帯の経済的負担を軽減し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、_____当該幼稚園が算出した一食当たりの副食費相当額に給食提供日数を乗じた額(月額上限額は4,500円とする。)</p> <p>_____とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。ただし、幼稚園において一食当たりの副食費の算出が困難な場合、別表に定める算出方法によることができる。</p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

報告第8号

直方市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市障害児保育事業補助金交付要綱（平成28年直方市告示第231号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
附 則 2 この告示は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 2 この告示は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

報告第9号

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱（平成31年直方市告示第219号）の一部を次のように改正する。

第4条中「需要費」を「需用費」に改める。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の対象となる経費は、保育所等が実施する給食のうち副食の提供にかかる<u>需用費</u>とする。ただし、光熱水費は除く。</p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、<u>令和7年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の対象となる経費は、保育所等が実施する給食のうち副食の提供にかかる<u>需要費</u>とする。ただし、光熱水費は除く。</p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、<u>令和4年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>

報告第10号

直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症対策支援）補助金  
交付要綱の一部を改正する告示

直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症対策支援）補助金交  
付要綱（令和3年直方市告示第147号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市保育環境改善対策事業(新型コロナウイルス感染症対策支援)補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
附 則 2 この告示は、 <u>令和5年3月31日</u> に限り、その効力を失う。	附 則 2 この告示は、 <u>令和4年3月31日</u> に限り、その効力を失う。

報告第11号

直方市保育研修事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市保育研修事業等補助金交付要綱（平成28年直方市告示第229号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市保育研修事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
附 則 2 この告示は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 2 この告示は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

## 報告第12号

直方市「やっぱり直方に生まれてよかったばい」臨時特別給付金交付要綱を廃止する告示

直方市「やっぱり直方に生まれてよかったばい」臨時特別給付金交付要綱（令和2年直方市告示第248号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度 5月行事予定

直方市教育委員会

日 曜	直方市	学校行事	北九州教育事務所・教育センター等	振替
1 日				
2 月	◎定例校長会議(15:30～ 503、504)	振替休日(二) 歓迎集会・遠足(西) 家庭訪問(南、北、新、感、福、東)	若年教員研修2年目(小)【県センター】A日程 若年教員研修(養護教諭)2年目【県センター】 若年教員研修(栄養教諭)2年目【県センター】	
3 火	憲法記念日		憲法記念日	
4 水	みどりの日		みどりの日	
5 木	こどもの日		こどもの日	
6 金		歓迎集会・遠足(北、新、感、下、植) 家庭訪問(南、福、東)	教務主任研修会 若年教員研修2年目(中)【県センター】	
7 土				
8 日				
9 月		交通安全教室(南) 家庭訪問(福) 修学旅行保護者説明会(下)	新任副校長・新任教頭研修①【県センター】	
10 火	保幼小中高第1回運営委員会(10:00～ 501会議室)	眼科検診(感) 耳鼻科検診(上、植)	特別支援学級新任担当教員研修会(第2回)	
11 水	第1回学力向上担当者会(16:00～ 503・504会議室)	眼科検診(感) 耳鼻科検診(上、植) 心臓検診(東) 歯科検診(南、新)	若年教員研修1年目(初任者研修)(中)①【体研】A地区 若年教員研修2年目(小)【県センター】B日程 人権教育指導者養成連続講座①	
12 木		眼科検診(感) 耳鼻科検診(上、東) 心臓検診(下) 内科検診(中)	新任生徒指導主事研修(中)【県センター】 福岡県道徳教育推進事業説明会 コア・ティーチャー協議会【県センター】	
13 金		授業参観・保護者懇談会(下) 耳鼻科検診(福、東) 交通安全教室(新)	新任特別支援教育コーディネーター研修会【県センター】 福岡県幼稚園教育課程研究協議会連絡協議会 学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクト調査研究連絡協議会①【社教センター】	
14 土				
15 日				
16 月	いじめ問題対策連絡協議会 (10:00～ 501会議室)	性暴力予防授業(東) 家庭訪問(下)	新任主幹教諭・新任指導教諭研修【九州産業大学】	
17 火	2年次研究員研究会(15:30～ 501会議室)	家庭訪問(下) 眼科検診(南) 耳鼻科検診(新)		
18 水		体育会予行(一、二、三、植中) 家庭訪問(下) 眼科検診(西) 耳鼻科検診(新) 内科検診(感) 歯科検診(新、中)	発達障がい児等教育継続支援事業に係る連絡協議会① 若年教員研修2年目(小)【県センター】C日程 福岡県幼児教育・保育推進協議会 学力向上検証改善委員会	
19 木		交通安全教室(新) 家庭訪問(下) 耳鼻科検診(植) 内科検診(感) 心臓検診(西)	新任進路指導主事研修(中)【県センター】 新任保健主事研修【体研】 学力向上推進強化市町村連絡協議会 クラスター設置市町村連絡協議会	
20 金		耳鼻科検診(植)	福岡県いじめ問題対策連絡協議会 福岡県教育相談ネットワーク会議	
21 土		体育会準備(一、二、三、植中)		
22 日		体育会(一、二、三、植中)		
23 月		体育会振替休日(一、二、三、植中) 心臓検診(新)		
24 火	1年次研究員研究会(15:30～ 501会議室)	体育会振替休日(一、二、三、植中) 運動会予行(南、新、上、福、中)	校長オンライン・ミーティング(TL65)① 新任校内研修担当者研修【県センター】	
25 水		運動会予行(北、東) 眼科検診(二) 歯科検診(感、植小)	適応指導教室連絡協議会① 学校経営参画ミドルリーダー養成講座①	
26 木		耳鼻科検診(南) 眼科検診(二)		
27 金	適応指導教室運営委員会(15:30～ 501会議室)	規範教育講演会(植中) 耳鼻科検診(西) 内科検診(下) 眼科検診(二)	若年教員研修(養護教諭)1年目①【体研】 福岡教師塾① 福岡県学校警察連絡協議会役員会① 福岡県学校警察連絡協議会総会	
28 土		運動会(北、新、福、中、東)		
29 日		運動会(南、上) 修学旅行(植小)		
30 月	適応指導教室担当者会(16:00～ 501会議室)	振替休日(南、北、新、上、福、中、東) 修学旅行(植小) 交通安全教室(感) 心臓検診(植中) 内科検診(三)	県重点課題研究連絡協議会①(新規指定校・地域)	
31 火		内科検診(下、三) 振替休日(植小6年)	県重点課題研究連絡協議会①(遠賀町教育委員会：2年次) 新任学年主任研修【県センター】	
備 考				